

遊 漁 規 則

(組合員以外)

玖北漁業協同組合

玖北漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、玖北漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、はや、うなぎ、こい、ます及びかにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁区域)

第2条 この規則で定める区域は次の表の区域とする。

遊 漁 区 域	
次の点AとBとを結んだ線から上流、及び次の点CとDとを結んだ線から下流の錦川及びその支流の区域。	
点A	岩国市美川町根笠と同市美川町四馬神との錦川右岸における境界点に設置した標識
B	岩国市美川町南桑と同市美川町四馬神との錦川左岸における境界点に設置した標識
C	岩国市錦町広瀬大谷倉谷橋右岸上流側基部
D	〃 〃 〃 倉谷橋左岸上流側基部

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第3条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があった時は、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該漁業の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、前項の承認を行うものとする。

3 遊漁者は、直ちに、第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければ遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 漁 具 漁 法		ウ 区 域	エ 期 間
	漁 具	規 模		
あ ゆ	竿 釣		禁止区域 を除く全 区域	6月1日から12月31日まで
	たも網	網の直径は0.8m以下		7月1日から12月31日まで
こ い	竿 釣		区域	1月1日から12月31日まで
う なぎ	竿 釣			4月1日から9月30日まで
	手 釣			
	延 縄	1人3張以下		
は や	罎	1人5個以下	区域	1月1日から12月31日まで
	竿 釣			7月1日から12月31日まで
	たも網	網の直径は0.8m以下		
ま す	竿 釣		区域	3月1日から8月31日まで
	罎	1人5個以下		3月1日から5月31日まで
か に	罎	1人5個以下	区域	8月1日から翌年5月31日まで

(禁止区域)

第5条 次に掲げる区域においては、漁業権に基づく全魚種について、周年採捕してはならない。

区	岩国市錦町広瀬末広橋上流右岸字下小川247番地の標柱と、左岸字広瀬川6486の3番地の標柱とを結んだ線と、末広橋下流右岸字松ノ木3346番地の標柱と、左岸字小正下6698の5番地の標柱を結んだ線とによって囲まれた区域
域	次の点AとBを結んだ線から点CとDを結んだ線の区間の錦川区域 点A 岩国市錦町広瀬字島の元1100番に設置した標柱 B // // // 字瀬ノ上2691番1に設置した標柱 C // // // 字長尾1247番3に設置した標柱 D // // // 字ウヅ2661番2に設置した標柱

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。ただし、理事の決定に基づき種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名称	大きさ
こい	全長25センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下
かに	甲幅4センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとにイ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄及びエ欄に掲げる区分により、オ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者が中学生以下の場合は、遊漁料は無料とする。

また、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、オ欄に掲げる額の1000円を加算した額とする。

ア 名称	イ 漁具・漁法	ウ 遊漁者の区分	エ 期間	オ 遊漁料 (円)	備考
あゆ	竿釣 たも網	大人	一日	3,000	
			一年	9,000	
こい うなぎ はや ます かに	竿釣 手釣 たも網 延縄 籠(注)	大人	一日	1,300	
			一年	4,000	

(注) 籠とは、箱、つつ、かにかご、かにもじ、ますもじ及びせるびんをいう。

2 遊漁料の納付は玖北漁業協同組合事務所及び組合が指定する沿線の各商店において行わなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

3 前項で指定する納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第3条第1項の承認をしたときは、別記様式1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者が遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯し、かつ、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、当該漁場区域内の河床を人工的に変える一切の行為をしてはならない。

(漁場監視委員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関し遊漁者に対して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この規則は、令和3年7月19日から施行する。